



重層的支援体制整備事業

令和4年度 地域づくり加速化事業（全国研修）

CONTENTS



目次

- 1 重層的支援体制整備事業の概要・意義
- 2 実施に向けて持つべき視点
- 3 目指すべき効果・成果
- 4 具体的に行うことの例
- 5 振り返り・まとめ

日本社会や国民生活の変化（前提の共有）

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、**個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化**（社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050）している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、**個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮**している。

現状の課題と対応に向けた方向性

- **地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下**するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下。経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型の雇用慣行も大きく変化しており、血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた**「共同体」の機能が脆弱化**している。
- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の**担い手が減少**しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の**持続そのものへの懸念**が生まれている。また、高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない。
- 制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、**人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチ**が求められている。

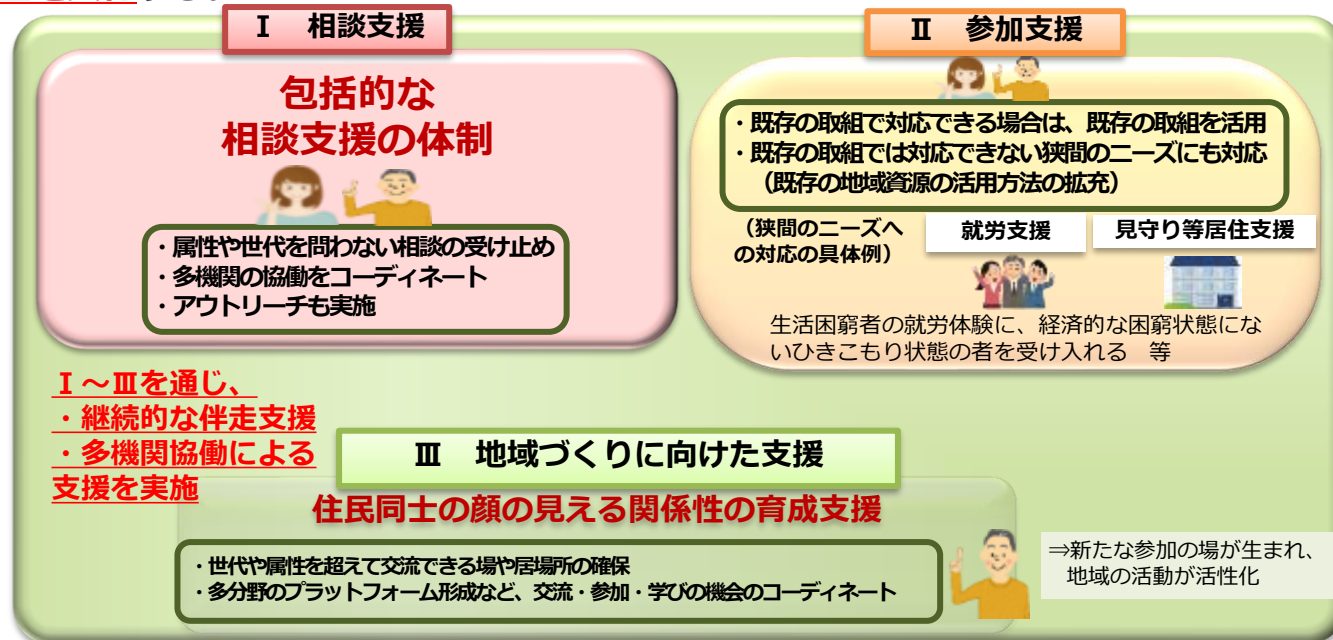
「地域共生社会の実現」について

- 地域共生社会の実現は、平成28年6月2日に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランに盛り込まれ、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。」とされています。



重層的支援体制整備事業の創設（令和3年4月1日施行）

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（8050世帯、ダブルケア等）しており、既存の高齢、子ども、障害等の属性別の従来の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている。また、属性を超えた相談窓口の設置等の動きもあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る基礎自治体の事務負担が大きい。
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。



今後求められるアプローチ：“支援の両輪”

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指すし、それぞれの属性や課題に対応するための既存の支援（現金・現物給付）を活用した「**具体的な課題解決を目指すアプローチ**」は、本人の抱える課題や必要な対応が明らかでない場合には、特に有効と考えられる。
- 一方で、生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合には、暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的に「**つながり続けることを目指すアプローチ**」が有効となる。
- どこまでも本人を中心に据えて「**伴走**」する意識を持ち、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、上記**2つのアプローチを組み合わせ**ていくことが必要。

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の整備

- 平成29年6月に公布された**改正社会福祉法**において、**地域福祉推進の理念を規定**。この理念を実現するため、**市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定**。
 - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援にニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設（令和3年4月1日施行）
 - ① **相談支援**（市町村による断らない相談支援体制）
 - ② **参加支援**（社会とのつながりや参加の支援）
 - ③ **地域づくりに向けた支援**

※事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。

セーフティネットの構築について

- 支援関係者は、一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め（**エンパワメント**）、個人が主体的に自らの生き方を追求できるよう、「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会い、互いに学び合い、変化する**伴走する意識を共通基盤として持つ**。
- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。地域の実践において、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気かけ合う関係性が広がっている事例が見られている。
- 人と人との**つながりそのものがセーフティネットの基礎**となる。
 - 地域における**出会いや学びの場**を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - 専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、**個人と地域・社会とのつながり**が回復し、社会的包摂が実現される
- これらが**重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実**していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する**多様なつながりが生まれやすくするための環境整備**を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつながり戻していく社会的包摂の観点が重要。

包括的な支援に向けた体制が構築できているか

相談支援体制の強化

属性を超えた支援を可能とするため、各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の相談支援事業を一体的に行う事業とするとともに、「世帯をとりまく支援関係者間を調整する機能（多機関協働の中核）」、「継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（専門職の伴走支援）」をそれぞれ強化。

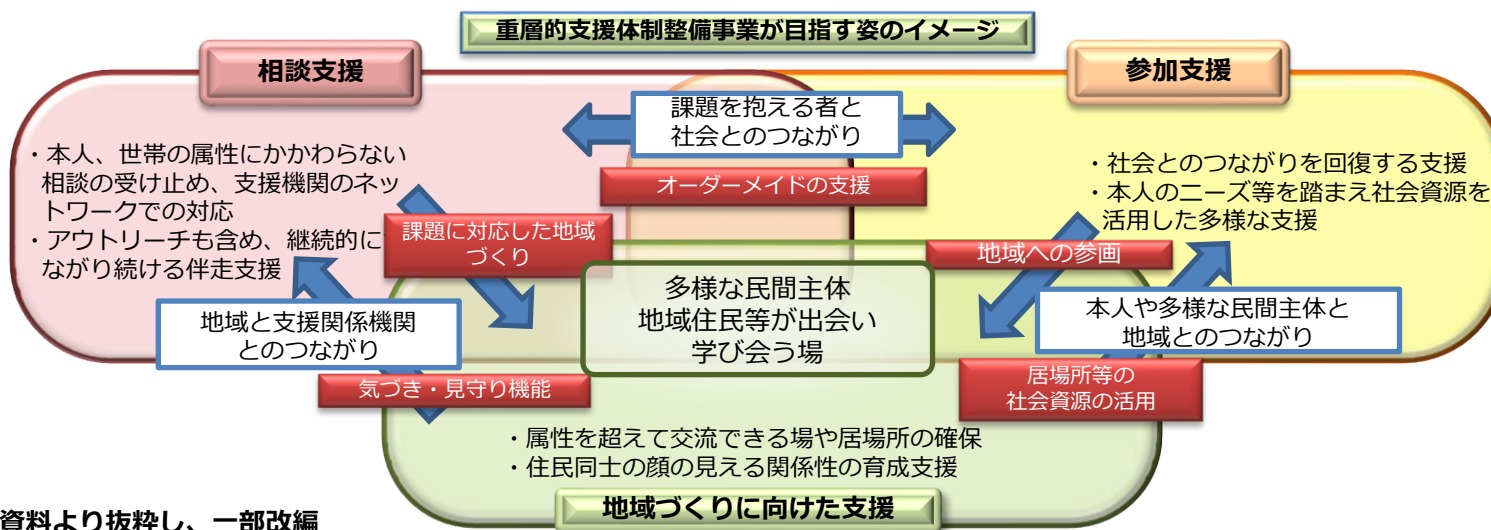
社会参加の機会や場の増加

属性毎に準備された既存制度の様々な支援メニューを活用するとともに、既存制度に適した支援メニューがない場合、本人のニーズを踏まえ、既存の地域資源の働きかけ、活用方法を広げるなど、本人と地域資源の間を取り持つ総合的な支援機能を確認し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施。

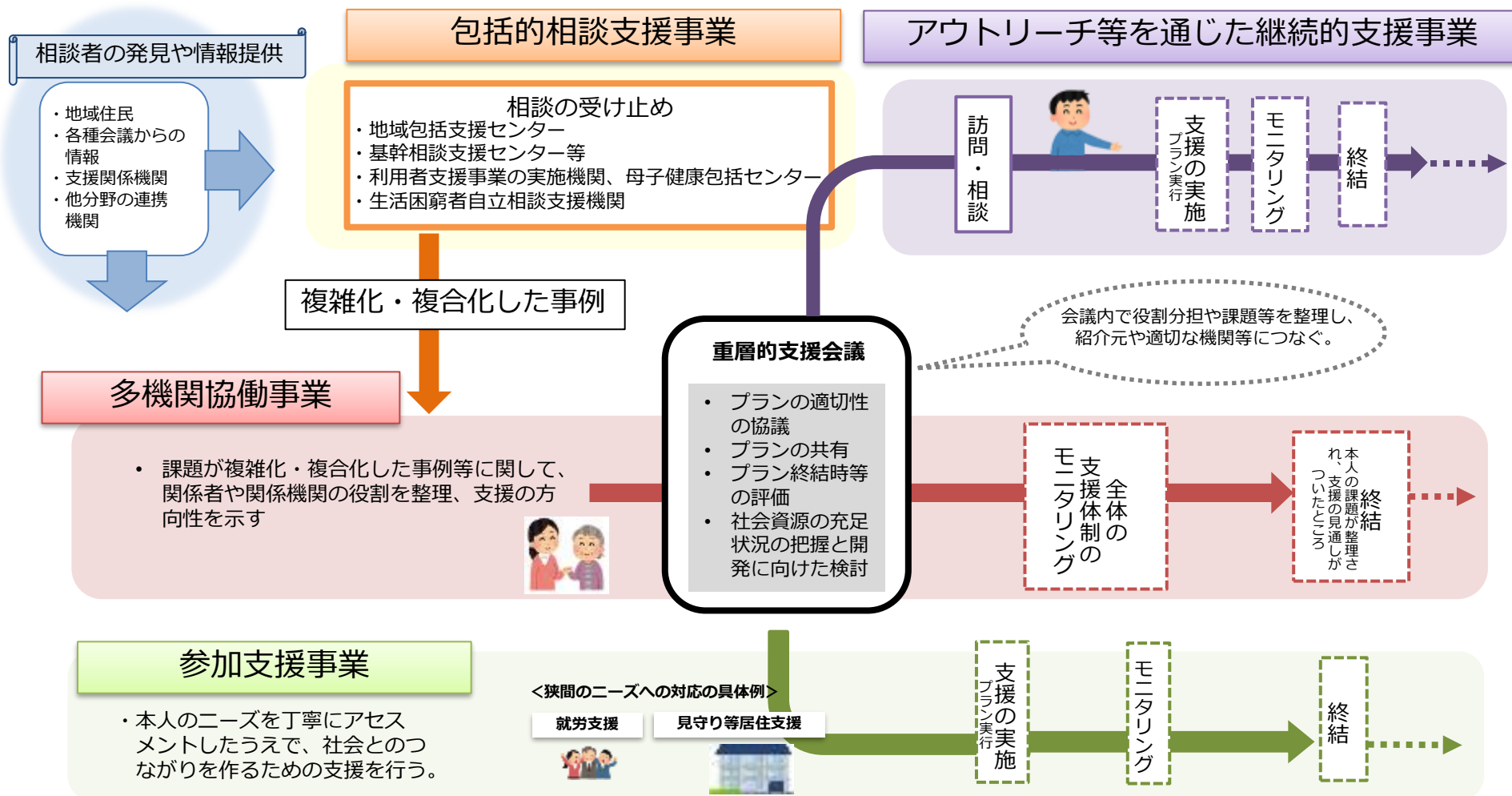
分野横断的な地域づくり

各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の関連事業を一体的に行う事業とし、以下の機能を確認。

- 住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保
- ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能



重層的支援体制整備事業の流れ（イメージ）



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

振り返り・まとめ

1 社会全体の変化に伴う基礎自治体としての対応

地域の実情に合わせたデザインのための地域アセスメントと、柔軟かつ創意工夫を活かした展開。

2 既存制度を含めた資源やツールのフル活用

新たに始める前に、まずは資源や人材、財源、情報等を再編。

3 「手段と目的」を明確化し、全体共有する

地域包括ケアシステムも、重層的支援体制整備事業も手段（ツール）。目的意識の共有が重要であり、関係者全体での意識変容と機運醸成が重要。

4 相互理解に基づくリスクと負担の分散

地域の将来を見据え、分野横断的に現状を共有し、「参画と協働」の機運を醸成することで持続可能性を高めていく。

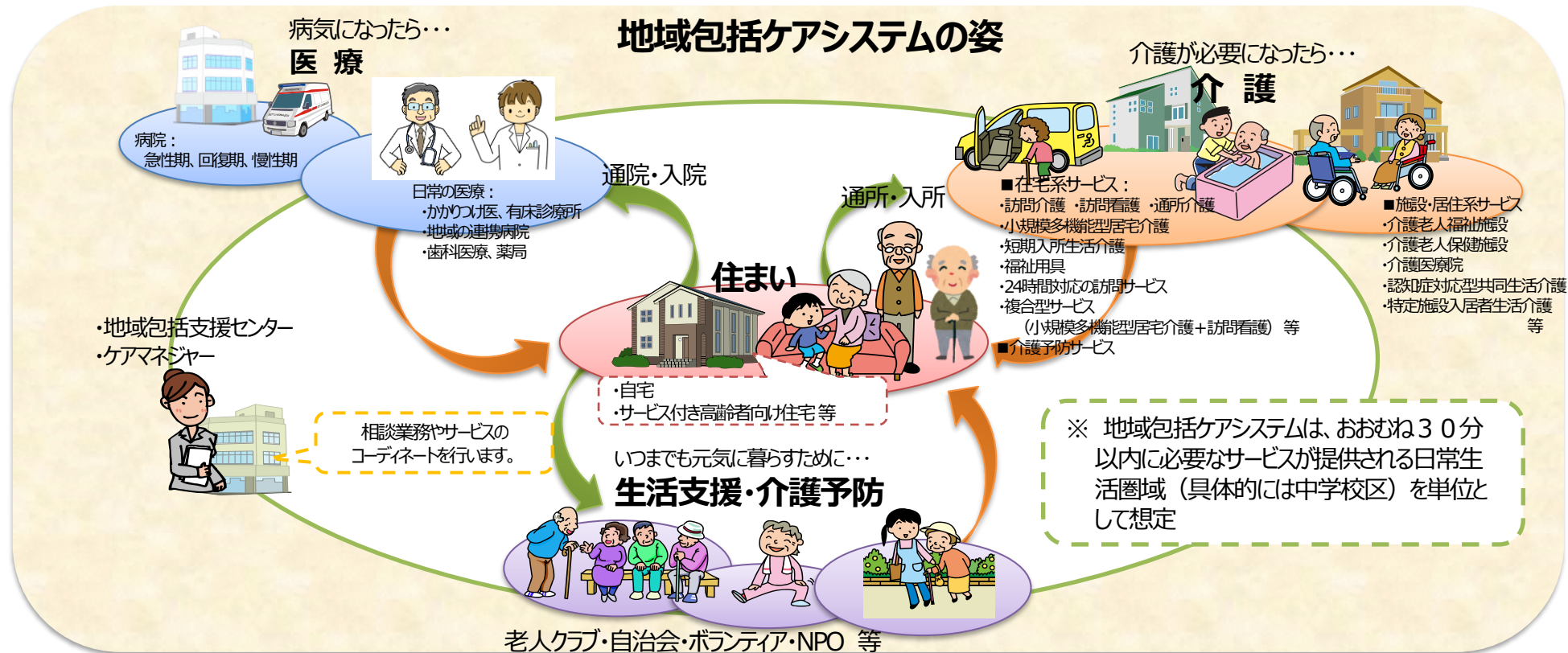
地域共生社会の実現

地域包括ケアシステムとの関係性

- 地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係について整理すると、「地域共生社会」は、今後、日本社会全体で実現していこうとする社会全体のイメージやビジョンを示すものであり、高齢者分野を出発点として改善を重ねてきた「地域包括ケアシステム」は「地域共生社会」を実現するための「システム」「仕組み」であるとまとめられる。
- 高齢者ケアの分野で培ってきた地域包括ケアシステムの考え方や実践は、他分野との協働にも活用できる汎用性の高いものであり、したがって、地域包括ケアシステムの深化と進化は、地域共生社会というゴールに向かっていく上では、今後も欠かせないものといえるだろう。

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）**の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、**地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要。



地域包括ケアについて

- この植木鉢図は、地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したものです。
- 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。
- 介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷりと蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。



地域共生社会のポータルサイト



一人ひとりの暮らしと生きがい、
地域をともに創っていく社会へ



厚生労働省が作成した「地域共生社会についてのポータルサイト（入口となるWebサイト）」であり、これまでの経緯や重層的支援体制整備事業についての説明、取組事例等が掲載されています。また、関係規定・研修資料等のページには、多様な役に立つ情報が集約されています。



<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

